

(証券コード 3691)
2023年12月15日
(電子提供措置の開始日2023年12月9日)

株 主 各 位

東京都渋谷区元代々木町30番13号

株式会社デジタルプラス
代表取締役 菊池誠晃
社 長

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第19回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

- ・当社ウェブサイト

<https://digital-plus.co.jp/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

- ・東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※ 上記ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」欄に「デジタルプラス」と入力、または、「コード」欄に「3691」と入力の上、検索し、「基本情報」から「縦覧書類/PR情報」タブを選択し、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

- ・「ネットで招集」

<https://s.srdb.jp/3691/>



株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年12月29日（金曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。


敬具

記

1. 日 時 2023年12月30日（土曜日）午前11時00分
 2. 場 所 東京都渋谷区元代々木町30番13号 ONEST元代々木スクエア
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎当社定款第15条の定めにより、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎株主総会までの新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、同じくインターネット上の当社ウェブサイト（<https://digital-plus.co.jp/irnews/>）においてお知らせいたしますのでご確認ください。
 - ◎会場内の社会的距離の確保に伴い、席数が限定的となりますため、ご来場いただきましても議場へご入場いただけないケースがありますことを予めご了承ください。
 - ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を除いております。従って、当該書面は監査報告の作成に際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・個別注記表
 - ・連結注記表




ネットで
招集

Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3691/>



事業報告

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

当社グループでは当連結会計年度より、従来の日本基準に替えてIFRSを適用しており、前連結会計年度の数値をIFRSに組み替えて比較分析を行っております。

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年10月1日～2023年9月30日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの影響が和らぎ、世界的な経済活動の本格的な再開が期待され、かつインバウンド需要の回復による消費の後押しをしております。個人の消費においても飲食、宿泊などの対面型のサービス需要においてリバウンドの余地が大きく、経済活動の回復をけん引するとも予想されております。一方で、ウクライナ情勢や円安進行による資源価格及び光熱費等の物価高騰による景気下振れが懸念され、景気は依然として先行き不透明な状況が継続しました。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、顕著に成長するインターネット広告、ソーシャルメディアマーケティング市場など付随する多くの市場が成長を見込んでいることから、今後も更なる市場規模の拡大が予測されております。

また、フィンテック市場におきましては、コロナ禍によるライフスタイルの変化から、非接触であるキャッシュレス決済が浸透し、スマートフォンを利用した支払いが日常生活に浸透している昨今、モバイル決済の更なる拡大が見込まれており、2025年度のキャッシュレス決済市場は約153兆円まで拡大すると予測されております。経済産業省も将来的には世界水準の80%まで上昇させることを目指し、国内のキャッシュレス決済の市場は成長の兆しを見せており、今後のフィンテック市場においても大きく影響することが考えられます。また、デジタル給与払いの解禁予定や、ブロックチェーン技術を活用したサービスを提供する企業が世界的に増加するなど、フィンテック市場を後押し、更なる成長が見込まれると考えられております。

このような状況において、当社グループは、「デジタルマーケティング事業」及び非接触型マーケティング支援ツールであるデジタルギフト®を中心に展開する「フィンテック事業」の2つの事業を中心に展開しております。「デジタルマーケティング事業」においては、既存事業のメディア運営を一部継続しつつ、デジタルマーケティング支援事業のサービスも展開を開始いたしました。「フィンテック事業」においては、加速するDXの波を受けデジタルギフト®を中心として、引き続きマーケティング分野におけるDX支援サービスの拡大を推進しております。

当連結会計年度におきましては、これらの既存事業と親和性がある事業に対して積極的なM&Aを行い、当社グループ全体で計5件のM&Aを行いました。具体的には、「デジタルマーケティング事業」において株式会社コムクスが運営していたデジタルマーケティング支援事業の事業譲受、「フィンテック事業」において株式会社Tsunagaruが運営していたデジタルクリエイティブ事業の事業譲受、株式会社FPGが運営していた給与前払いサービス「Q給」の事業譲受をそれぞれ行いました。更に株式会社デジタルandにおいて、株式会社アーネラが運営していたメンタルヘルス事業「マヒナ」を事業譲受、株式会社オンコーチを吸収合併いたしました。

今後、「デジタルマーケティング事業」及び「フィンテック事業」で培ってきたノウハウを活用しながら、当連結会計年度においてM&Aを行った事業とのシナジーを創出させ、成長の加速化を図ってまいります。

更には、第4四半期連結会計期間において、株式会社Macbee Planetとの資本業務提携により、同社のLTVマーケティングにおいて、当社サービスデジタルギフト®を活用することにより今後の双方の事業拡大が見込まれることが考えられ、相互に企業価値拡大につながると考えております。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は665,463千円（前年同期比6.7%増）、営業損失は277,586千円（前年同期は営業損失148,329千円）、親会社の所有者に帰属する当期損失は289,154千円（前年同期は親会社の所有者に帰属する当期損失201,924千円）となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

a. デジタルマーケティング事業

既存メディアの事業運営を一部継続しつつ、当連結会計年度に事業譲受したデジタルマーケティング支援事業とのシナジーを図りました。

以上の結果、デジタルマーケティング事業の売上収益は185,032千円（前年同期比58.1%減）、セグメント利益25,400千円（前年同期比90.2%減）となりました。

b. フィンテック事業

国内のキャッシュレス化の浸透、在宅ワークの拡大、副業解禁などにより個人の稼ぎ方がより多様化する社会的背景の中で、現金以上に価値のあるポイントが利用できる報酬支払インフラの構築を目指し、事業を運営してまいりました。当連結会計年度においては、デジタルギフト®を中心として流通額の増加に注力し、更なる事業拡大を見据えデジタルクリエイティブ事業並びに給与前払いサービスの事業譲受を行い、最終的に前連結会計年度の62%増にあたる流通総額45億円を達成することができました。

今後も加速するDX化の波を受け、資金移動業の取得、先日リリースした「即払い」における給与前払いサービスなど、事業間シナジーにより更なるサービ

ス強化を推進し、2027年9月期に掲げている流通総額1,000億円に向けて邁進してまいります。

以上の結果、フィンテック事業の売上収益は480,431千円（前年同期比164.2%増）、セグメント利益は78,672千円（前年同期比225.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、当社は、2023年8月15日開催の取締役会において、割当先をマッコリー・バンク・リミテッドとする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行して、210,000千円を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2022年12月22日開催の当社取締役会において、当社を分割会社、当社の100%子会社である株式会社デジタルフィンテックを承継会社とする吸収分割を行い、当社が営む事業のうち、フィンテック事業（デジタルクリエイティブ事業を含む）を承継することを決議し、2023年2月1日付で承継しております。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

当社は、2022年11月30日開催の取締役会において、株式会社Tsunagaruが運営するデジタルクリエイティブ事業を譲り受けることを決議し、2022年12月1日付で事業の譲受をいたしました。

当社は、2022年12月9日開催の取締役会において、株式会社コミクスが運営するデジタルマーケティング支援事業を譲り受けることを決議し、2023年1月1日付で事業の譲受をいたしました。

当社は、2023年2月28日開催の取締役会において、2023年2月13日開催の取締役会で決議した株式会社アーネラと設立した合弁会社であり当社の連結子会社である株式会社デジタルand が、株式会社アーネラが運営するメンタルヘルス事業「マヒナ」を譲り受けることについて決議し、2023年3月1日で事業の譲受をいたしました。

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社デジタルフィンテックにて株式会社FPGが運営する給与前払いサービス「Q給」を譲り受けることを決議し、2023年7月1日で事業の譲受をいたしました。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当社は、2023年4月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社デジタルandを存続会社、株式会社オンコーチを消滅会社とする吸収合併方式による合併を決議し、2023年7月1日付で合併を実施しております。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

(2) 対処すべき課題

当社グループは以下の事項を対処すべき課題として取り組んでまいります。

① 既存事業の継続的成長

当社グループが事業を展開する「デジタルマーケティング事業」及び「フィンテック事業」において規模の拡大、プロダクト・仕組化の向上、及びマネタイズの強化を図ることで継続的成長に取り組んでまいります。

② 優秀な人材の採用・育成及び雇用の継続

今後の更なる成長にとって、優秀な人材を適時に採用し育成していくことが、重要な課題と認識しております。優秀な人材を採用し育成していくために、企業としての認知度の向上、採用競争力の強化、及びチャレンジする従業員に対しては人材育成を行うための外部ブレイクも活用した積極的な育成を行ってまいります。また、従業員のライフステージや状況に応じて多様な働き方を選択できる人事制度の整備・運用を進めてまいります。

③ ブランド知名度の向上

当社グループは、新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア向け広告を実施しておりませんが、既存事業の更なる拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、ブランドのより一層の確立が重要であると認識しております。今後は、費用対効果を慎重に検討の上、広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化を図ってまいります。

④ 継続企業の前提に関する重要事象等

詳細は、電子提供措置事項に掲載しております連結注記表及び個別注記表の「継続企業の前提に関する注記」をご参照ください。

(3) 財産及び損益の状況の推移

IFRS

区 分	2022年9月期 第18期	2023年9月期 第19期 (当連結会計年度)
売上収益 (千円)	623,885	665,463
営業利益又は 営業損失 (△) (千円)	△148,329	△277,586
親会社の所有者に 帰属する当期利益 又は当期損失 (△) (千円)	△201,924	△289,154
基本的1株当たり当期利益 又は当期損失 (△) (円)	△55.68	△80.53
資産合計 (千円)	1,617,286	1,679,749
資本合計 (千円)	781,915	528,811
1株当たり 親会社所有者 帰属持分 (円)	217.76	136.98

(注) 当連結会計年度よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第18期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

日本基準

区 分	2020年9月期 第16期	2021年9月期 第17期	2022年9月期 第18期
売上高 (千円)	586,685	303,217	623,885
経常損失 (△) (千円)	△302,766	△128,391	△1,559
親会社株主に 帰属する当期利益 又は当期損失 (△) (千円)	△523,041	33,389	△179,638
1株当たり当期 利益又は当期損 失 (△) (円)	△152.47	9.73	△49.54
総資産 (千円)	1,420,494	1,298,115	1,422,900
純資産 (千円)	806,650	840,960	799,827
1株当たり 純資産額 (円)	234.68	244.40	221.77

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社デジタルフィンテック	10,000 千円	100.0 %	フィンテック事業
株式会社デジタルand	3,000 千円	51.0 %	メンタルヘルス事業

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容（2023年9月30日現在）

事業	主要サービス
デジタルマーケティング事業	「オウンド・メディア」、「アライアンス・メディア」等
フィンテック事業	「デジタルウォレット」、「デジタルギフト」等

(6) 主要な営業所（2023年9月30日現在）

名称	所在地
当社	東京都渋谷区
株式会社デジタルフィンテック	東京都渋谷区
株式会社デジタルand	東京都渋谷区

(7) 従業員の状況（2023年9月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
35名	13名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20名	3名増	36.5歳	4年2ヶ月

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は含まれておりません。
2. 当社から子会社への出向者は含まれておりません。

(8) 主要な借入先（2023年9月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	173,000 千円
株式会社商工組合中央金庫	16,288 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,700,000株
 (2) 発行済株式の総数 3,590,731株（自己株式100,169株を除く）
 (3) 株主数 2,558名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
菊池誠晃	1,196,200株	33.31%
P C 投資事業有限責任組合	403,200株	11.22%
福井優	102,000株	2.84%
楽天証券株式会社	81,300株	2.26%
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC	56,500株	1.57%
鈴木智博	55,000株	1.53%
株式会社SBI証券	52,800株	1.47%
株式会社証券ジャパン	48,300株	1.34%
笠飯将洋	42,200株	1.17%
J P モルガン証券株式会社	41,800株	1.16%

- (注) 1. 当社は、自己株式を100,169株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他会社の株式に関する重要な事項

当事業年度において重要な当該事項は行っておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等
 該当事項はありません。

(3) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

第7回新株予約権（有償ストックオプション）

決議年月日	2020年1月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社代表取締役 1名 当社連結子会社役員 3名
新株予約権の数※	3,431個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	普通株式 343,100株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額※	604円（注）2
新株予約権の行使期間※	2020年1月30日～2025年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 604円 資本組入額 302円
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※新株予約権の発行時（2020年1月30日）における内容を記載しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株}}{\text{当たり払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値（以下「株価終値」という。）が一度でも下記（a）乃至（c）に掲げる条件を満たした場合、各号に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。ただし、本新株予約権の割当日以後に行使価額が調整された場合には発行要項に基づき適切に調整されるものとする。

- (a) 株価終値が行使価額に150%を乗じた価格を上回った場合：33%
- (b) 株価終値が行使価額に200%を乗じた価格を上回った場合：67%
- (c) 株価終値が行使価額に250%を乗じた価格を上回った場合：100%
- ② 上記①にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (b) その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権者が当社及び当社グループの役員又は従業員の地位を喪失した場合、又はこれらの地位を有しない者に本新株予約権を譲渡したときは、当該譲受人を含め本新株予約権を行使できないものとする。但し、新株予約権者が当社及び当社グループの役員又は従業員の地位を喪失する前、又は、これらの地位を有しない者に譲渡する前に、取締役会の決議で、新株予約権者又は譲受人が本新株予約権を保有することを承認した場合には、この限りでない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次の通りであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第10回新株予約権（有償ストックオプション）

決議年月日	2022年5月10日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社代表取締役 1名 当社役員 5名 当社連結子会社役員 2名 当社従業員 16名
新株予約権の数※	2,500個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	普通株式 250,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額※	749円（注）2
新株予約権の行使期間※	2022年6月1日～2027年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 749円 資本組入額 374円50銭
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※新株予約権の発行時（2022年5月31日）における内容を記載しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株} + \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新株発行(処分)株式数} \times \text{新株発行(処分)株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下の通りであります。

- ① 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値（以下「株価終値」という。）が一度でも下記（a）乃至（c）に掲げる条件を満たした場合、各号に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。ただし、本新株予約権の割当日以後に行使価額が調整された場合には発行要項に基づき適切に調整されるものとする。

- (a) 株価終値が1,208円を上回った場合：33%
 - (b) 株価終値が1,510円を上回った場合：67%
 - (c) 株価終値が3,000円を上回った場合：100%
- ② 上記①にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (b) その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権者が当社及び当社グループの役員又は従業員の地位を喪失した場合、又はこれらの地位を有しない者に本新株予約権を譲渡したときは、当該譲受人を含め本新株予約権を行使できないものとする。但し、新株予約権者が当社及び当社グループの役員又は従業員の地位を喪失する前、又は、これらの地位を有しない者に譲渡する前に、取締役会の決議で、新株予約権者又は譲受人が本新株予約権を保有することを承認した場合には、この限りでない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次の通りであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第11回新株予約権及び第12回新株予約権

決議年月日	2023年8月15日取締役会決議
新株予約権の総数	4,000個 第11回新株予約権 1,000個 第12回新株予約権 3,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 400,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額は、第11回新株予約権が、1,000円、第12回新株予約権が、1,300円です。本新株予約権の行使価額は、当初固定として、当社取締役会の決議により行使価額を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本新株予約権の発行要領に基づき修正されることとなります。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を割当先に通知するものとし、通知が行われた日の10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、本新株予約権の発行要領第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。いずれの回号についても、上記の計算による修正後の行使価額が423円を下回ることとなる場合（以下、当該金額を「下限行使価額」といいます。）、行使価額は下限行使価額とします。また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要領に従って調整されることがあります。
新株予約権の行使期間	2023年9月1日～2026年8月31日
募集又は割当方法（割当先）	MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC（マッコリー・バンク・リミテッド）に対して、第三者割当の方法によって行います。

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(14,200,000円)を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動します。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

社債の総額	210,000,000円
社債に付された新株予約権の総数	42個
新株予約権の目的である株式の種類と潜在株式数	普通株式 248,226株
社債及び新株予約権の払込金額	各本新株予約権付社債の金額100円につき金100円 本転換社債型新株予約権と引換に金銭の払込を要しないものとする。
社債の払込期日及び新株予約権の割当日	2023年8月31日
転換価額	当初転換価額は、1株当たり846円
権利行使期間	2023年9月1日～2026年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格（会社法上の本転換社債型新株予約権の行使に際してする出資の目的となる財産の1株当たりの価額）は、行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債の金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本転換社債型新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。</p> <p>(2) 増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額より本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	各本転換社債型新株予約権の一部について本転換社債型新株予約権を行使することはできないものとする。

割当先	MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC (マッコリー・バンク・リミテッド) に対して、第三者割当の方法によって行います。
-----	--

(注) 転換価額の修正条項：当社は、転換価額は、2024年8月30日、2025年6月30日及び2026年5月29日に、それぞれの日に先立つ40連続取引日間（但し、取引日は本新株予約権付社債の発行要項第14項第(4)号ハ、の規定に従って除外されることがあります。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の90%に相当する金額がその時点で有効な転換価額を1円以上下回っている場合には、転換価額は当該金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額。）に修正されます。但し、転換価額は423円（以下「下限転換価額」といいます。）を下回らないものとします。上記の計算による修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合、転換価額は下限転換価額とします。また、本新株予約権付社債の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項に従って調整されることがあります。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいい、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします（以下同じです。）。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	菊池誠晃	経営全般、フィンテック事業管掌
取締役	千葉博文	デジタルマーケティング事業管掌
取締役	加藤涼	最高財務責任者 株式会社bitFlyer Holdings 監査等委員である取締役 株式会社YAP JAPAN 代表取締役 AltGate合同会社 代表社員 インバウンドテクノロジー株式会社 社外取締役
取締役	澤博史	エステートテクノロジー株式会社 代表取締役 データセクション株式会社 最高顧問 株式会社ROBOT PAYMENT 社外取締役 アディッシュ株式会社 社外取締役 株式会社Macbee Planet 社外取締役
取締役 (監査等委員)	大塚和成	OMM法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	杉山直也	株式会社ケイジャーズ 代表取締役 SATORI株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	志村正之	株式会社bitFlyer Holdings監査等委員である取締役 株式会社HashPort社外取締役

- (注) 1. 取締役 澤博史氏、取締役（監査等委員）大塚和成氏、杉山直也氏及び志村正之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
なお、当社は澤博史氏、大塚和成氏、杉山直也氏及び志村正之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定は必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

退任時の 会社における地位	氏名	退任時の 担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役 (監査等委員)	半谷智之	株式会社GameWith 社外監査役	2022年12月20日
取締役 (監査等委員)	能勢元	東京フィナンシャル・アドバイ ザーズ株式会社 代表取締役	2022年12月20日

- (注) 取締役 半谷智之氏、能勢元氏は、任期満了による退任であります。

(3) 取締役の報酬等の総額

取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)		取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)		計	
人数	金額	人数	金額	人数	金額
4名 (1名)	59,400千円 (2,700千円)	5名 (5名)	8,700千円 (8,700千円)	9名 (6名)	68,100千円 (11,400千円)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) に対する報酬限度額は、2016年12月22日開催の第12回定時株主総会において、年額200,000千円以内 (うち社外取締役分は年額30,000千円以内) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名 (うち社外取締役1名) です。
2. 取締役 (監査等委員) に対する報酬限度額は、2016年12月22日開催の第12回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名です。
3. 2022年12月20日開催の取締役会において、取締役 (監査等委員を除く。) のそれぞれの報酬については、代表取締役社長 菊池誠晃 (経営全般、フィンテック事業管掌) に一任する旨を決議しております。理由は、各取締役の評価については、代表取締役に一任することが最適であると判断したからであります。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬として、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

②基本報酬 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各役員役職、役割、及び会社の業績、担当業務の内容、貢献、実績等を踏まえて決定するものとしております。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会又は取締役会決議で委任を受けた代表取締役社長が、その具体的内容を決定するものとしております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の全役員（執行役員を含む。）を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。本契約は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用（保険契約において定められた一定の免責事由に該当するものは除く）を補償するものであります。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	澤 博史	エステートテクノロジー株式会社	代表取締役	当社とエステートテクノロジー株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
		データセクション株式会社	最高顧問	当社とデータセクション株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社ROBOT PAYMENT	社外取締役	当社と株式会社ROBOT PAYMENTとの間には重要な取引その他の関係はありません。
		アディッシュ株式会社	社外取締役	当社とアディッシュ株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社Macbee Planet	社外取締役	当社と株式会社Macbee Planetとは資本業務提携を行うことを決議しております。当社と株式会社Macbee Planetの間には重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役（監査等委員）	大塚和成	OMM法律事務所	弁護士	当社とOMM法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役（監査等委員）	杉山直也	株式会社ケイジャーズ	代表取締役	当社と株式会社ケイジャーズとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		SATORI株式会社	社外監査役	当社とSATORI株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役（監査等委員）	志村正之	株式会社bitFlyer Holdings	監査等委員である取締役	当社と株式会社bitFlyer Holdingsとの間には重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社HashPort	社外取締役	当社と株式会社HashPortとの間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	澤 博史	2022年12月20日の就任後、20回開催した取締役会のうち19回に出席し、企業経営者として、幅広い見識を有しており、当社の業務執行に対する助言等をいただくことで経営を適切に監督する役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	大塚和成	当事業年度開催の取締役会26回全てに、また、監査等委員会12回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、法律に関する専門知識及び経営に関する幅広い見識に基づき、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	杉山直也	当事業年度開催の取締役会26回全てに、また、監査等委員会12回全てに出席し、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	志村正之	2022年12月20日の就任後、20回開催した取締役会のうち全てに、また、10回開催した監査等委員会の全てに出席し、企業の経営、財務活動に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営全般に対する助言等をいただくことで経営を適切に監督する役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

P w C Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①報酬等の額（公認会計士法第2条第1項の業務）	32,000千円
②非監査業務の額（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）	1,500千円
③当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等を総合的に勘案し必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として、国際財務報告基準（IFRS）への移行に関する助言業務を2022年9月期より委託し、一部2023年9月期に発生しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難である場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会が会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役員及び従業員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。また、剰余金の配当を行う場合、期末配当を基本方針としております。

7. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

内部統制システムの基本方針に関する決議の概要は、以下の通りであります。

- (1) **当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ① 当社は、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
 - ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - ③ 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ④ 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
 - ⑤ 内部通報マニュアルを定め、法令上疑義のある行為等について社内外からの情報の確保に努める。
 - ⑥ 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、人事委員会による処罰の対象とする。
- (2) **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 - ① 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - ② 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- (3) **当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ① 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統一的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
 - ② 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。
- (4) **当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ① 取締役会は定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
 - ② 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
 - ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程を制定する。
- (5) **当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ① 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。

- ② 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
- ③ 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、原則として、当社の取締役又は使用人に子会社の取締役又は監査役を兼務させ、当該兼務者を通じて子会社の職務の執行状況を当社に定期的に報告させると共に関係会社管理規程に基づき、その職務の執行状況をモニタリングする。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループ全体のリスク管理規程を策定しグループ全体のリスクマネジメントを実施する。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行及び業務が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の機関設計及び業務執行の体制について、子会社の事業、規模及び当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督すると共に、子会社の意思決定について、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
- ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務権限に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。
 - (ii) 当社の内部監査室が各部門及びグループ各社における内部監査を実施し、業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性の把握、評価等を行う。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

必要に応じて内部監査室の職員が監査等委員及び監査等委員会の補佐をする。

(8) 前項の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性に関する事項

- ① 監査等委員会の業務を補助すべき使用人（以下「補助者」という。）の人事異動、人事評価及び懲戒処分については取締役会の協議事項とする。
- ② 補助者が監査等委員会から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、これに関して監査等委員以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとする。

- (9) 当社の監査等委員以外の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者(以下、本項において「当社及び子会社の取締役等」という。)が当社の監査等委員会に報告するための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役等は、法定の事項に加え、当社又は子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - ② 当社及び子会社の取締役等は、当社の監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
 - ③ 当社の監査等委員会は、当社及び子会社の取締役等から得た情報について、第三者に対して報告する義務を負わず、また、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、監査等委員以外の取締役にその理由の開示を求めることができる。
- (10) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務を執行する上で、必要な費用は、請求により会社が速やかに支払うものとする。
- (11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会が毎年策定する監査計画に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。
 - ② 各部門及びグループ各社は、監査等委員の往査に協力する。
 - ③ 監査等委員は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - ④ 監査等委員は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
 - ⑤ 監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - ⑥ 監査等委員は、定期的に会計監査人及び内部監査室と意見交換を行い、連携の強化を図る。

上記の内部統制システムの基本方針について、監査等委員会及び内部監査室における業務監査、並びに財務報告に係る内部統制評価を通じて、内部統制システムの有効性を随時モニタリングしております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,014,689	流 動 負 債	983,278
現金及び現金同等物	444,767	営業債務及びその他の債務	237,653
営業債権及びその他の債権	449,313	社債及び借入金	378,026
棚卸資産	41,526	引当金	4,514
未収法人所得税	1,127	リース負債	25,871
その他の流動資産	77,954	その他の金融負債	85,670
		その他の流動負債	251,542
非 流 動 資 産	665,060	非 流 動 負 債	167,660
のれん	398,529	借入金	57,504
無形資産	103,913	引当金	12,385
その他の金融資産	144,622	リース負債	17,118
繰延税金資産	17,471	繰延税金負債	6,247
その他の非流動資産	523	その他の非流動負債	74,404
		負債合計	1,150,938
		資 本 の 部	
		親会社の所有者に帰属する持分	491,859
		資本金	10,576
		資本剰余金	1,733,887
		利益剰余金	△1,082,722
		自己株式	△81,982
		その他の資本の構成要素	△87,899
		非支配持分	36,951
		資本合計	528,811
資産合計	1,679,749	負債及び資本合計	1,679,749

連結損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	665,463
売 上 原 価	98,488
売 上 総 利 益	566,975
販売費及び一般管理費	802,329
そ の 他 の 収 益	70,041
そ の 他 の 費 用	112,273
営業利益 (△損失)	△277,586
金 融 収 益	25,008
金 融 費 用	3,459
税引前当期利益 (△損失)	△256,037
法 人 所 得 税 費 用	△2,364
当期利益 (△損失)	△253,673
当期利益 (△損失) の帰属	
親 会 社 の 所 有 者	△289,154
非 支 配 持 分	35,481
当期利益 (△損失)	△253,673

連結持分変動計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資 本 余 金	利 益 余 金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	合 計
当期首残高	10,576	1,733,130	△793,568	△81,982	△86,241	781,915
当期利益 (△損失)	—	—	△289,154	—	—	△289,154
その他の包括利益	—	—	—	—	△1,658	△1,658
当期包括利益	—	—	△289,154	—	△1,658	△290,813
新株の発行	—	2	—	—	—	2
新株予約権の発行	—	755	—	—	—	755
非支配持分を伴う 子会社の設立	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	757	—	—	—	757
当期末残高	10,576	1,733,887	△1,082,722	△81,982	△87,899	491,859

	非支配持分	資本合計
当期首残高	—	781,915
当期利益 (△損失)	35,481	△253,673
その他の包括利益	—	△1,658
当期包括利益	35,481	△255,331
新株の発行	—	2
新株予約権の発行	—	755
非支配持分を伴う 子会社の設立	1,470	1,470
所有者との取引額等合計	1,470	2,227
当期末残高	36,951	528,811

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

当社グループは、2017年9月期以降継続的な営業損失を計上しており、当連結会計年度において277,586千円の重要な営業損失を計上しているほか、当期損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。また、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「CB」といいます。）を発行し、2023年8月31日に210,000千円を調達したものの、当該CBの財務制限条項に抵触しております。これらの結果、2023年9月末時点で継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象が存在しております。

当社グループでは、以下の対応策を講じることにより、こうした事象又は状況の解消及び改善に努めております。

まず、財務面においては、以下のような対応策を講じております。

- ・CBの財務制限条項に基づく繰上償還権の行使に対して、マッコーリー・バンク・リミテッドより2023年12月末の要約四半期連結財務諸表上の現金及び現金同等物残高から2024年7月までの借入金等支払返済予定分を除いた金額がCB残高の105%以上を維持すること等の条件を基に2023年12月31日に終了する要約四半期連結財務諸表が公表された日もしくは2024年2月29日のいずれか早い日まで、繰上償還権行使の猶予を受けております。当該期間経過後も当社グループの事業、財政状態及び株式の取引高に重要な変化が生じない場合、同じプロセスにより繰上償還権行使のWaiver（行使をしない意思表示）を発行することを同社に確認いたしました。

- ・新たな資金調達の手始めに、即効性のある手段として、2023年12月6日に開催した当社取締役会で代表取締役社長が所有する資産管理会社から130,000千円を借入れることについて決議を行い、同日に金銭消費貸借契約を締結しております。その結果、2024年9月期第1四半期連結会計期間に借入れを実行する予定です。

- ・財政状態を勘案しながら、第三者割当増資、当社が保有する自己株式100,000株の処分及び第11回の新株予約権（行使価額修正条項付）の行使を通じた調達等の手段により必要な資金調達を実行する方針です。

次に、事業面においては、当連結会計年度で新たな事業の譲受や新たな事業会社の吸収合併等を実施しており、また、フィンテック事業の成長をさらに加速させ、当社グループの企業価値向上に努めております。

しかしながら、今後の資金調達の実行については、資金調達の成否及び調達時期や株価下落などにより当社グループの方針通りに必要な資金調達額を確保できない可能性があります。加えて、マッコーリー・バンク・リミテッドによるWaiverを継続的に得られるかどうかや事業運営により得られる今後の営業損益、キャッシュ・フローに及ぼす影響の程度や期間について不確実性があることから、現時点において継続企業の前提に重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社デジタルフィンテック

株式会社デジタルand

このうち、株式会社デジタルandについては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、当連結会計年度から連結子会社に含めることとしております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称
該当事項はありません。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①金融商品

非デリバティブ金融資産

(a) 当初認識及び測定

当社グループでは、非デリバティブ金融資産は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。営業債権及びその他の債権については、これらの発生日に当初認識しております。

当社グループは、金融資産について、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類し、当初認識時にその分類を決定しております。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは、純損益で認識しており

ます。

金融資産が、以下の条件を共に満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択をした資本性金融商品につきましては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下の通り測定しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(ii) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は、純損益として認識しております。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益として当期の純損益に認識しております。

(c) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。当社グループは、四半期ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及びその他の債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情

報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報(内部格付、外部格付等)を考慮しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべき全ての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

(d) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は当社グループが金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

なお、連結財政状態計算書上で認識された資産を譲渡するものの、譲渡資産又は譲渡資産の一部に係るリスクと経済価値の全て、又はほとんど全てを保持する取引を締結した場合には、譲渡資産の認識の中止は行っておりません。

② 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額により測定しております。取得原価は主として個別法に基づいて算定しております。正味実現可能価額は通常の事業の過程における見積売価としております。

(2) 重要な減価償却資産の評価方法及び減価償却方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する付随コスト及び資産の原状回復コストが含まれております。

減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上しております。各有形固定資産の見積耐用年数は以下の通りであります。

建物附属設備 3～18年

工具、器具及び備品 4～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かい適用しております。

②無形資産

のれん以外の無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日現在の公正価値で測定しております。

(c) 自己創設無形資産(開発費)

開発(又は内部プロジェクトの開発局面)における支出は、以下の全てを立証できる場合に限り資産として認識することとしており、その他の支出は全て発生時に費用処理しております。

- ・使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
 - ・無形資産を完成させ、更にそれを使用又は売却するという企業の意図
 - ・無形資産を使用又は売却できる能力
 - ・無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法
 - ・無形資産の開発を完成させ、更にそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
 - ・開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力
- 償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上しております。各無形資産の見積耐用年数は以下の通りであります。

ソフトウェア 4～5年

商標権 10年

権利金 3年

顧客関連資産は、その効果が及ぶ期間にわたって償却しております。

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かい適用しております。

(3) 企業結合

当社グループの企業結合は、取得法を用いて会計処理しております。

取得対価は、被取得企業の支配と交換に移転した資産、引き受けた負債及び当社グループが発行した資本性金融商品の取得日における公正価値の合計額で測定しております。取得対価には、条件付対価契約から生じる識別された全ての資産又は負債の公正価値が含まれております。

IFRS第3号「企業結合」に基づく認識の要件を満たす被取得企業の識別可能な資産、負債及び偶発負債は、繰延税金資産(又は繰延税金負債)及び従業員給付契約に関連する負債又は資産はそれぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定しており、上記以外は取得日の公正価値で測定

しております。

企業結合に関連して発生した専門家報酬などの取得関連コストは、発生時の費用として会計処理しております。

取得対価が識別可能な資産及び負債の正味価額を超過する場合は、のれんとして認識しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が生じた報告期間の末日までに完了しない場合、会計処理が完了していない項目については、暫定的な金額で連結計算書類を作成しております。測定期間中、取得日時点で存在し、それを知っていたならば取得日時点で認識した金額の測定に影響したであろう事実及び状況について入手した新しい情報の反映をするために、取得日時点で認識した暫定的な金額を遡及修正しております。測定期間は1年を超えない期間であります。条件付対価は取得時に公正価値で認識し、取得後に公正価値が変動した場合は、上記測定期間中の変動は取得対価を修正し、測定期間後の変動は損益として認識しております。

共通支配下における企業結合とは、全ての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものではない企業結合をいいます。当社グループは共通支配下における企業結合取引について、帳簿価額に基づき会計処理をしております。

当社グループは、非支配持分を公正価値で測定するか、識別可能な純資産の認識金額に対する非支配株主の持分割合で測定するか、取得日に個々の取引ごとに選択しております。なお、非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理するため、当該取引からののれんは認識されません。

(4) のれん

のれんの当初認識時における測定は、「注記 4. 会計方針に関する事項 (3) 企業結合」に記載の通りであります。

当初認識後ののれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

減損については、「注記 4. 会計方針に関する事項 (6) 非金融資産の減損」に記載の通りであります。

(5) リース

当社グループは、契約開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

① 借手としてのリース

契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、借手としてのリース取引は、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。

リース負債はリース開始日において同日現在で支払われていないリース料の現

在価値で測定し、使用権資産はリース負債の当初測定額に当初直接コスト等を加えた額で測定しております。

リース取引による使用権資産は、主に各社の事務所等で構成されており、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。使用権資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法により減価償却しております。リース負債に係る金利費用は、使用権資産に係る減価償却費と区分して、金融費用に含めております。

なお、リース期間が12か月以内のリース取引及び原資産が少額のリース取引は、使用権資産及びリース負債を認識せず、当該リースに関連したリース料をリース期間にわたり規則的に費用として認識しております。

② 貸手としてのリース

当社グループがリースの貸手である場合、リース契約時にそれぞれのリースをファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類しております。それぞれのリースを分類するにあたり、当社グループは、原資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的に全て移転するか否かを総合的に評価しております。移転する場合はファイナンス・リースに、そうでない場合はオペレーティング・リースに分類しております。

当社グループが中間の貸手である場合、ヘッドリースとサブリースを別個に会計処理します。サブリースの分類は、ヘッドリースが短期リースである場合には、オペレーティング・リースに分類し、それ以外の場合には、原資産ではなくヘッドリースから生じる使用権資産を参照して分類しております。

ファイナンス・リース取引については、リースの開始日において、ファイナンス・リースに基づいて保有している資産は、正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として表示しております。ファイナンス・リースに係る金融収益は、「注記 4. 会計方針に関する事項 (11) 重要な収益及び費用の計上基準 ② ファイナンス・リース(貸手)の収益」を参照ください。

(6) 非金融資産の減損

当社グループは、四半期ごとに資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無に係らず、見積耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産、及び企業結合で取得したのれんについては毎期減損テストを実施しております。

減損テストにおいて、企業結合により取得したのれんは、取得日以降、取得企業の資金生成単位又は資金生成単位グループで、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分しております。のれんが配分される当該資金生成単位又は資金生成単位グループのそれぞれは、のれんが内部管理目的でモニターされている企業内の最小の単位で、かつ事業セグメントよりも大きくありません。のれんは、企業結合のシナジー効果によりキャッシュ・フローの獲得への貢献が期待される資金生成単位（最小の単位又は単位グループ）に配分しておりま

す。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積額を貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した税引前の割引率により割り引いて算定した現在価値です。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が当該資産又は資金生成単位の帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。減損損失は、直ちに純損益として認識しております。

過去の期間において、のれん以外の資産について認識した減損損失は、減損損失が最後に認識された以後、認識した減損損失がもはや存在しないか、あるいは減少している可能性を示す兆候に基づき、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合にのみ、戻し入れます。

(7) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

当社グループは、報告期間の末日における現在の債務を決済するために要する支出(将来キャッシュ・フロー)の最善の見積りを行い、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた税引前の割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

なお、当社グループの主な引当金は以下の通りであります。

資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所・建物等の原状回復コスト見込額について、各物件の状況を個別に勘案して将来キャッシュ・フローを見積り、資産除去債務を認識しております。これらの費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待制度に基づく費用の発生見込額を計上しております。

(8) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としております。

外貨建取引は、取得日の為替レートにより機能通貨に換算しております。期末日における外貨建公正価値で測定されている非貨幣性項目は、公正価値が測定された日の為替レートにより機能通貨に換算しております。非貨幣性項目の利得又は損失がその他の包括利益に認識される場合、当該為替差額もその他の包括利益に認識しております。

(9) 従業員給付

短期従業員給付とは、従業員が関連する勤務を提供した期間の末日後12か月以内に決済の期限が到来する従業員給付をいい、ある会計期間中に従業員が勤務を提供した時に、当社グループは当該勤務の見返りに支払うと見込まれる割り引かない金額で認識しております。当社グループにおける短期従業員給付には有給休暇に係るものがあります。

累積型の有給休暇に関する従業員給付の予想コストは、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時に認識しております。また、当社グループは、累積型有給休暇の予想コストを、報告期間の末日現在で累積されている未使用の権利の結果として当社グループが支払うと見込まれる追加金額として測定しております。

(10) 株式報酬

当社グループは、取締役及び従業員に対するインセンティブ制度として持分決済型のストック・オプション制度を導入しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、付与者からストック・オプションの公正価値と同額が払い込まれ、連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたストック・オプションの公正価値は、ストック・オプションの諸条件を考慮し、ディスカウントキャッシュフロー法、モンテカルロ・シミュレーション等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(11) 重要な収益及び費用の計上基準

①顧客との契約から生じる収益

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループは、主にデジタルマーケティング事業、フィンテック事業を展開しております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。なお、いずれの取引も履行義務を充足してから概ね1年以内に取り引の対価は受領しており、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。取引価格は顧客との契約に従っており、変動対価が含まれている場合は、契約条件等に従って、当該変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ取引価格に含めております。

1. オウンド・メディア

オウンド・メディアサービスは、顧客であるASP会社との規約に基づき、当社グループが運営するwebメディアを介してweb閲覧者をASP会社と契約している広告主のwebサイトに送客し、web閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果として、取引対価（単価×成約数）を収受しております。メディアアフィリエイトサービスの履行義務は、当社グループが運営するwebサイトを介して送客したweb閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行うことであり、web閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

オウンド・メディアサービスの一環として、メディア運営コンサルティングを行っております。メディア運営コンサルティングは、顧客が運営するwebメディアのアフィリエイト報酬が、契約に定められた一定の条件を超過したときに、成果報酬（超過収益額×料率）を収受いたします。メディア運営コンサルティングの収益は、各報告期間の末日前に顧客が獲得しているアフィリエイト報酬及び契約条件に基づき測定しております。

2. アライアンス・メディア

アライアンス・メディアサービスは、クライアント企業との契約に基づき、当社グループが契約するドメインで公開されているwebメディア運営をクライアント企業に委託し、当該webメディアを介してweb閲覧者がASP会社と契約し

ている広告主のwebサイトに送客され、web閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果をクライアント企業が収受した結果の委託対価として、取引対価（単価×成約数）を収受しております。アライアンス・メディアサービスの履行義務は、当社グループが契約するドメインで公開されているwebサイトを介して送客されたweb閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果をクライアント企業が収受することであり、クライアント企業が成果を収受した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

3. デジタルウォレット

デジタルウォレット交換サービスは、顧客であるデジタルウォレット会員との規約に基づき、デジタルウォレット会員の交換申請により保有するポイント我希望する電子マネー、現金、ポイント、ギフト、商品券、投資・仮想通貨（以下、「電子マネー等」という。）に交換し、手数料を収受しております。デジタルウォレット交換サービスの履行義務は、デジタルウォレット会員の交換申請に基づき、保有するポイントを交換することであり、デジタルウォレット会員が交換先の電子マネー等を受領した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

4. デジタルギフト

デジタルギフトサービスは主に、デジタルギフト発行サービスとデジタルギフト月額サービス、制作サービスがあります。

デジタルギフト発行サービスは、顧客であるクライアント企業との契約に基づき、クライアント企業に配布用デジタルギフトコードを発行し、手数料を収受しております。クライアント企業は販売促進活動等の一環として発行されたデジタルギフトコードをユーザー等に配布しております。デジタルギフト発行サービスの履行義務は、クライアント企業に対してデジタルギフトコードを発行することであり、クライアント企業がデジタルギフトコードを受領した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

デジタルギフト月額サービスは、顧客であるクライアント企業との契約に基づき、クライアント企業がデジタルギフトサービスを利用できる環境を提供し、月額基本料金を収受しております。クライアント企業は、販売促進活動等の一環としてデジタルギフト環境を活用し、ユーザー等にデジタルギフトを配布しております。デジタルギフト月額サービスの履行義務は、クライアント企業に対してデジタルギフトサービスが利用できる環境を提供することであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると考えられるため、契約期間にわたり収益を認識しております。

デジタルギフトの制作サービスは、顧客であるクライアント企業との契約に基づき、クライアント企業仕様のオリジナルデジタルギフト環境を制作・納品し、制作請負料金を収受しております。クライアント企業は、自社仕様のデザイン・機能が備わったデジタルギフト環境を活用し、ユーザー等にデジタルギフトを配布しております。制作サービスの履行義務は、クライアント企業に対

して、クライアント仕様のデジタルギフト環境を納品した時点で充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

5. デジタルマーケティング

デジタルマーケティングサービスは、クライアント企業との契約に基づき、クライアント企業が運営するwebメディアのマーケティング支援を行い、取引対価を収受しております。

デジタルマーケティングサービスの履行義務は、当社がクライアント企業のwebメディアのマーケティング支援（主に広告出稿、広告制作や各種コンテンツ制作）を実施することであり、当該マーケティング支援の効果は実施の都度、クライアント企業は便益を享受いたします。そのため、マーケティング支援の実績は契約に従った計算締め期間に従い、月単位（一定期間）で充足されると判断し、その一定期間で収益を認識しております。なお、広告出稿に係る収益は、代理人としての性質が強いと判断されるため、クライアント企業から収受する対価から関連する原価を控除した純額を収益として認識しております。

6. マヒナ（占い相談）

マヒナ（占い相談）サービスは、個人顧客との規約に基づき、個人顧客が当社グループが運営するwebメディアで自らが占ってほしい占い師を選択し、選択された占い師が個人顧客に対して占い相談を行うことで、取引対価（占い師ごとに設定された単価×相談時間）を収受しております。

マヒナ（占い相談）サービスの履行義務は、個人顧客に対して複数の占い師が選択でき、選択した占い師に占い相談をするためのwebメディアを含めた仕組みを運営し、占い師が個人顧客に対して占い相談が終了し取引対価が確定した時点で充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

7. ピース（オンライン家庭教師）

ピース（オンライン家庭教師）サービスは、個人顧客との契約に基づき、コンサルタントが個人顧客ごとに適した家庭教師を紹介し、当該家庭教師が当社提供のオンラインシステム上で学習指導を行うことで、取引対価（1回60分の学習指導を月4回実施する月謝）を収受しております。

ピース（オンライン家庭教師）サービスの履行義務は、個人顧客に対する学習指導が完了した時点で充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。なお、ピース（オンライン家庭教師）サービスに係る収益は、代理人としての性格が強いと判断されるため、顧客から収受する対価から業務委託する家庭教師に対する原価を控除した純額を収益として認識しております。

8. Q給（給与前払いサービス）

Q給（給与前払いサービス）は、クライアント企業に対するQ給サービス利用環境の提供と、ユーザーに対する給与の前払いがあります。

Q給サービス利用環境の提供は、顧客であるクライアント企業との契約に基づき、クライアント企業がQ給サービスを利用できる環境を提供し、月額基本料金を収受しております。クライアント企業は、従業員向け制度の一環として

Q給サービス環境を活用しております。Q給サービス利用環境提供の履行義務は、クライアント企業に対してQ給サービスが利用できる環境を提供することであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると考えられるため、契約期間にわたり収益を認識しております。

給与の前払いサービスは、顧客であるユーザーとの規約に基づき、ユーザーの申請に基づき給与を前払いし、手数料を収受しております。給与の前払いサービスの履行義務は、ユーザーに対して給与を前払いすることであり、ユーザーが前払い給与を受領した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

②ファイナンス・リース(貸手)の収益

ファイナンス・リースに係る金融収益は、受取りリース料を実効金利法に基づき金融収益とリース債権の回収に配分する方法で認識しております。

重要な会計上の見積りに関する注記

(デジタルマーケティング及びマヒナ (占い相談) に係るのれんの減損テスト)

1. 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額

資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額は、以下の通りです。

(単位：千円)

セグメント	資金生成単位	当連結会計年度 (2023年9月30日)
デジタルマーケティング	デジタルマーケティング	177,455
フィンテック	マヒナ (占い相談)	135,000

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

株式会社コミクスの「デジタルマーケティング」及び株式会社アーネラの「マヒナ (占い相談)」に係る企業結合により取得したのれんは、企業結合から便益を得ることが期待される資金生成単位に配分しており、毎期、更に減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを行っております。

各資金生成単位の回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、経営者が過去の実績及び外的経営環境を反映し、承認した将来事業計画 (将来3年分) を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引くことにより算定しております。

将来事業計画は、受注見込案件やそれぞれの事業特性に応じた売上予測、予定している施策の効果、認識時期などから売上収益を算定しております。また、将来コストのうち、売上連動コストは過去の対売上比率や今後の施策による効果を反映させ、その他コストは過去実績を勘案し、費目ごとに算定しております。これらの算定においては、顧客数、平均単価などの主要な仮定が含まれております。

割引率は、税引前加重平均資本コストを基礎に算定しております。なお、将来事業計画の予測を超える期間のキャッシュ・フローについては、将来事業計画の最終事業年度における計画値が成長率0%で継続する仮定に基づき、永続価値を算出しております。

当連結会計年度において、各資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を十分に上回っていることから、減損テストに用いた主要な仮定が合理的な範囲で変更されたとしても、それにより当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと考えております。

(デジタルギフトに係るのれん及び無形資産の評価)

1. 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額

のれん	8,000千円
無形資産	66,928千円

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、デジタルギフトを資金生成単位とし、毎期、更に減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを行っております。

減損テストに使用した将来事業計画は、流通総額を主要なKPIとし、流通総額に対する各種比率による売上収益と新規獲得を加味した契約数に基づく売上収益などを合算し算定しております。また、将来コストのうち、売上連動コストは過去の対売上比率や今後の施策を反映させ、その他コストは過去実績を勘案し、費目ごとに算定しております。これらの算定においては、新規獲得件数、販売価格、継続率、人員計画などの主要な仮定が含まれております。

割引率は、税引前加重平均資本コストを基礎に算定しております。なお、将来事業計画の予測を超える期間のキャッシュ・フローについては、将来事業計画の最終事業年度における計画値が成長率0%で継続する仮定に基づき、永続価値を算出しております。

当連結会計年度において、資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失は計上しておりませんが、顧客の需要動向や競争環境の変化などにより影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が主要な仮定と大きく乖離する場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、減損損失を計上する可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金	3,580千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	13,984千円
3. 財務制限条項	

マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「CB」といいます。）の主な財務制限条項の内容は以下のとおりであります。

- (1) 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場廃止が決定された場合、又は当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、CBに基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認決議した場合
- (2) (i) いずれかの取引日において、当該取引日に先立つ20連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の出来高加重平均価格が2023年8月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%（368円）（但し、転換価額が調整される場合には、当該転換価額の調整に応じて適宜に調整されるものとする。）を下回った場合
(ii) 当該取引日に先立つ20連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の1取引日当たりの平均売買代金が、1,000万円を下回った場合
(iii) 東京証券取引所における当社普通株式の取引が5連続取引日（東京証券取引所において売買立会が行われることとなっている日をいう。）以上の期間にわたって停止された場合
- (3) (i) 当社の連結財務諸表又は四半期連結財務諸表上の負債の部に計上される金融関連債務（但し、当座貸越を含み、リース債務は除く。）及び社債（但し、本社債を除く。）の合計額が、CBの発行日以降、2.5億円以上増加した場合
(ii) 当社の連結財務諸表又は四半期連結財務諸表上の現金及び預金の合計額から負債の部の金額（但し、本社債を除く。）を控除した額がその時点で残存する本社債の額面総額の50%相当額未満となった場合

上記の財務制限条項に抵触した場合、マッコーリー・バンク・リミテッドの要求に基づきCBの繰上償還を行う可能性があり、当連結会計年度末日においては、上記(2)(ii)及び(3)(ii)の財務制限条項に抵触しております。

財務制限条項に基づく繰上償還権の行使に対して、マッコーリー・バンク・リミテッドより2023年12月末の要約四半期連結財務諸表上の現金及び現金同等物残高から2024年7月までの借入金等支払返済予定分を除いた金額がCB残高の105%以上を維持すること等の条件を基に2023年12月31日に終了する要約四半期連結財務諸表が公表された日もしくは2024年2月29日のいずれか早い日まで猶予を受けております。当該期間経過後も当社グループの事業、財政状態及び株式の取引高に重要な変化が生じない場合、同じプロセスにより繰上償還権行使のWaiver（行使をしない意思表示）を発行することを同社に確認いたしました。

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資金生成単位について減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した資金生成単位の概要

場所	用途	種類	金額（千円）
東京都渋谷区	デジタル ウォレット	ソフトウェア	1,532
東京都渋谷区	デジタル ウォレット	商標権	380
東京都渋谷区	Q給	ソフトウェア	9,500
東京都渋谷区	Webメディア 「すーちゃん モバイル比較」	権利金	43,583
東京都渋谷区	全社資産	建物附属設備	443
東京都渋谷区	全社資産	工具、器具及び備品	1,277
東京都渋谷区	全社資産	ソフトウェア	996
東京都渋谷区	全社資産	商標権	4,164
東京都渋谷区	全社資産	使用権資産	24,202

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当連結会計年度において減損テストを実施した結果、主に収益性の低下により投資額の回収が困難と認められるため、帳簿価額を回収可能価額（使用価値）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

(3) 資金生成単位

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っており、原則として、経営管理上の事業区分を基準として資金生成単位を識別しております。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末の株式数 (株)
普通株式	3,690,900	—	—	3,690,900

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末の株式数 (株)
普通株式	100,169	—	—	100,169

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 878,104株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、市場リスク及び流動性リスク)に晒されております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

当社グループは、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

① 信用リスク

営業債権、契約資産及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループは、経理規程及び与信管理規程に従い営業債権について管理部が取引ごとに期日及び残高を管理すると共に、入金状況を各営業部門に随時連絡しております。これにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 流動性リスク

当社グループは、利益計画に基づき経営本部が資金繰計画を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク

(a) 市場リスクの管理

当社グループが晒されている主要な市場リスクには、金利リスク、価格変動リスクがあり、これらのリスクに対応するため、当社の規程に準じた管理を行っております。

(b) 金利リスク

当社グループの有利子負債は、借入金及びリース負債であり、借入金の一部は変動金利により調達しております。また、有利子負債を超過する現金及び現金同等物を保有しております。従って、当社グループにとって金利リスクは重要でないと判断しており、金利リスクの感応度分析は行っておりません。

(i) 金利リスク管理

当社グループは、運転資金を外部からの借入金により調達しており、金利の変動リスクに晒されております。当該金利変動リスクを低減するために、借入金の固定金利と変動金利の適切なバランスを維持し、資金調達を実行しております。

(c) 株価変動リスク

当社グループは、事業戦略を円滑に遂行する目的で業務上の関係を有する企業の株式を保有していることから、株価変動リスクに晒されております。当社グループは、定期的に公正価値や取引先の財務状況等を把握し、取引先企業との関係

性を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

株式は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しており、株価変動に対する損益への影響はなく、また、その他の包括利益への影響も軽微であります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

① 金融資産及び金融負債の公正価値と帳簿価額の比較

金融資産及び金融負債の公正価値と帳簿価額の比較は、以下の通りであります。なお、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、以下の表には含めておりません。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2023年9月30日)	
	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する 金融資産		
その他の金融資産	30,000	29,996
敷金及び差入保証金	30,000	29,996
合計	30,000	29,996
償却原価で測定する 金融負債		
借入金	139,288	139,416
転換社債型新株予約権付 社債	191,599	200,754
合計	330,887	340,171

② 公正価値の測定方法

当社グループの主な金融資産及び金融負債の公正価値の測定方法は、以下の通りであります。

(a) 現金及び現金同等物、並びに営業債権及びその他の債権

これらは全て短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(b) その他の金融資産

敷金及び差入保証金は、償還予定時期を見積り、国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

非上場株式及び出資金は、主として修正簿価純資産法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法等の適切な評価技法を使用して測定しております。

上記以外のその他の金融資産は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(c) 借入金

短期借入金は、短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

長期借入金は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により測定しております。

(d) その他の金融負債

転換社債型新株予約権付社債の新株予約権相当額については、株式の市場価格、ヒストリカル・ボラティリティ等を考慮したモンテカルロ・シミュレーションを用いて算定しております。

その他は主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(e) 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の社債部分については、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により測定しております。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

① 公正価値で測定する金融商品のレベル別分類

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値測定額を、次のようにレベル1からレベル3までに分類しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて測定した公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期末日に発生したものとして認識しております。

② 公正価値ヒエラルキー

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類した、経常的に公正価値で測定する金融商品の内訳は、以下の通りです。

	(単位：千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	—	14,958	14,958
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	—	—	39,663	39,663
合計	—	—	54,621	54,621
金融負債				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	—	—	85,670	85,670
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品	—	—	—	—
合計	—	—	85,670	85,670

(注) レベル間の振替はありません。

③ レベル3に分類された金融商品の公正価値測定に関する情報

レベル3に分類された金融資産は非上場株式及び出資金であり、当社が最も適切かつ関連性の高い入手可能なデータである投資先の将来の収益の見通し等の定量的な情報を総合的に考慮し、主として修正簿価純資産法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法等により公正価値を測定しております。また、レベル3に分類されたSAFE投資は、過去の取引価格を基礎として、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、公正価値を測定しております。

レベル3に分類された金融負債はデリバティブ負債及び条件付対価であり、デリバティブ負債の公正価値は、株式の市場価格、ヒストリカル・ボラティリティ等を考慮したモンテカルロ・シミュレーションを用いて測定しております。条件付対価は「デジタルマーケティング」の取得に係るものであり、契約に基づき、取得日から1年間(2023年1月1日から12月31日まで)における譲受事業から発生した売上総利益が一定水準を超えた場合、アーンアウト(成功報酬)として最大80,000千円の支払が発生する可能性があります。条件付対価の公正価値は、将来追加で支払いが発生する金額を見積もったうえで測定しております。測定にあたり、重要な観察可能でないインプットを含むため、レベル3に分類しております。

レベル3に分類された金融商品については、適切な権限者に承認された公正価値測定の評価方針及び手続きに従い、評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しています。評価結果は適切な責任者によりレビューされ承認されております。

④ レベル3に分類した金融商品の調整表

レベル3に分類された金融資産の期首残高から期末残高への調整表は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
期首残高	44,360
利得及び損失合計	△3,915
純損益	—
その他の包括利益	△3,915
購入	14,177
売却	—
その他	—
期末残高	54,621

レベル3に分類された金融負債の期首残高から期末残高への調整表は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
期首残高	—
利得及び損失合計	—
純損益	—
その他の包括利益	—
その他（注）	85,670
期末残高	85,670

(注) 企業結合による条件付対価及び転換社債型新株予約権付社債の発行によるものであります。

収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

分解した売上収益とセグメントとの関連は、以下の通りです。

(単位：千円)

	報告セグメント		その他	合計
	デジタルマーケティング事業	フィンテック事業		
主要なサービス				
オウンド・メディア	28,246	—	—	28,246
アライアンス・メディア	39,788	—	—	39,788
デジタルウォレット	—	61,302	—	61,302
デジタルギフト	—	264,643	—	264,643
デジタルマーケティング	116,997	—	—	116,997
マヒナ（占い相談）	—	146,176	—	146,176
ピース （オンライン家庭教師）		5,396	—	5,396
Q給（給与前払い）		2,911	—	2,911
顧客との契約から認識した収益	185,032	480,431	—	665,463
外部顧客への売上収益	185,032	480,431	—	665,463

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、以下の通りです。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2023年9月30日) 期首残高	当連結会計年度 (2023年9月30日) 期末残高
	顧客との契約から生じた債権	
受取手形及び売掛金	77,631	92,031
契約資産	852	572
契約負債	39,351	33,569

- (注) 1. 契約資産は、顧客との契約について末日時点で完了しているが未請求の履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。
2. 契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度における契約負債の期首残高のうち、報告期間中に認識した売上収益の金額は39,351千円であります。

3. 当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した売上収益の額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用して、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。

(5) 収益を理解するための基礎となる情報

「4. 会計方針に関する事項」の「(11)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	136円98銭
基本的1株当たり当期損失	80円53銭

重要な後発事象

(資金の借入)

当社は、2023年12月6日開催の取締役会において、以下の通り借入を決議し、同日に金銭消費貸借契約を締結いたしました。

1. 資金の借入の理由

当社グループは、当連結会計年度において277,586千円の営業損失、当期損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。そのため、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、「CB」といいます。)を発行し、210,000千円を調達したものの、当該CBの財務制限条項に抵触した結果、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせる事象が続いているものと認識しております。

こうした状況を解消するため、以下の概要に記載の通り、資金の借入を実行します。

2. 資金の借入の概要

契約締結日：2023年12月6日

借入先：K Legend株式会社

借入金額：130,000千円

借入利率(年率)：3%

借入実行予定日：2023年12月29日まで

返済期日：2025年12月末日(営業日)

返済方法：満期一括返済

担保提供資産等：無担保、無保証

借入先との関係：代表取締役社長 菊池誠晃の資産管理会社であります。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	466,564	流動負債	486,242
現金及び預金	202,297	買掛金	42,074
売掛金	88,742	社債	210,000
前渡金	3,595	短期借入金	50,000
前払費用	6,142	1年内返済予定の長期借入金	81,784
短期貸付金	220,000	未払金	26,112
未収入金	81,902	未払費用	8,380
その他	4,495	前受金	58,928
貸倒引当金	△140,611	預り金	3,497
固定資産	386,098	未払法人税等	950
有形固定資産	0	株主優待引当金	4,514
建物	0	固定負債	131,908
工具、器具及び備品	0	長期借入金	57,504
無形固定資産	114,013	長期前受金	74,404
のれん	82,836	負債合計	618,151
ソフトウェア	0	純 資 産 の 部	
商標権	3,330	株 主 資 本	241,844
権利金	27,846	資本金	10,576
投資その他の資産	272,085	資本剰余金	1,833,304
投資有価証券	24,813	資本準備金	10,576
関係会社株式	1,530	その他資本剰余金	1,822,728
長期貸付金	291,874	利益剰余金	△1,520,054
長期前払費用	523	その他利益剰余金	△1,520,054
その他	25,031	繰越利益剰余金	△1,520,054
貸倒引当金	△71,687	自己株式	△81,982
繰延資産	12,366	評価・換算差額等	781
社債発行費	12,366	その他有価証券評価差額金	781
		新株予約権	4,252
		純資産合計	246,878
資産合計	865,029	負債及び純資産合計	865,029

損 益 計 算 書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		227,353
売 上 原 価		3,514
売 上 総 利 益		223,839
販売費及び一般管理費		548,302
営 業 損 失		324,463
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	6,892	
雑 収 入	66,725	
そ の 他	993	74,610
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,756	
社 債 発 行 費 償 却	716	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	119,206	
そ の 他	687	123,366
経 常 損 失		373,218
特 別 損 失		
減 損 損 失	50,804	50,804
税 引 前 当 期 純 損 失		424,022
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	950	950
当 期 純 損 失		424,972

株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本金剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計
当期首残高	10,576	10,576	1,822,728	1,833,304	△1,095,082	△1,095,082
当期変動額						
当期純損失	—	—	—	—	△424,972	△424,972
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△424,972	△424,972
当期末残高	10,576	10,576	1,822,728	1,833,304	△1,520,054	△1,520,054

	株主資本	株主資本合計	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式		その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△81,982	666,816	—	3,497	670,314
当期変動額					
当期純損失	—	△424,972	—	—	△424,972
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	781	755	1,536
当期変動額合計	—	△424,972	781	755	△423,436
当期末残高	△81,982	241,844	781	4,252	246,878

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

当社は、2017年9月期以降継続的に営業損失を計上する状況が続いており、当事業年度は324,463千円の重要な営業損失を計上しているほか、当期純損失は424,972千円を計上しております。また、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「CB」といいます。）を発行し、2023年8月31日に210,000千円を調達したものの、当該CBの財務制限条項に抵触しております。これらの結果、2023年9月末時点で継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象が存在しております。

当社では、こうした状況を解消するため、以下の対応策を講じることにより当該状況の解消、改善に努めております。

まず、財務面においては、以下のような対応策を講じております。

- ・CBの財務制限条項に基づく繰上償還権の行使に対して、マッコーリー・バンク・リミテッドより2023年12月末の要約四半期連結財務諸表上の現金及び現金同等物残高から2024年7月までの借入金等支払返済予定分を除いた金額がCB残高の105%以上を維持すること等の条件を基に2023年12月31日に終了する要約四半期連結財務諸表が公表された日もしくは2024年2月29日のいずれか早い日まで、猶予を受けております。当該期間経過後も当社グループの事業、財政状態及び株式の取引高に重要な変化が生じない場合、同じプロセスにより繰上償還権行使のWaiver（行使をしない意思表示）を発行することを同社に確認いたしました。

- ・新たな資金調達の手始めに、即効性のある手段として、2023年12月6日に開催した当社取締役会で代表取締役社長が所有する資産管理会社から130,000千円を借入れることについて決議を行い、同日に金銭消費貸借契約を締結しております。その結果、2024年9月期第1四半期会計期間に借入れを実行する予定です。

- ・財政状態を勘案しながら、第三者割当増資、当社が保有する自己株式100,000株の処分及び第11回の新株予約権（行使価額修正条項付）の行使を通じた調達等の手段により必要な資金調達を実行する方針です。

次に、事業面においては、当事業年度で行った事業譲受により、新たな事業モデルの構築を推進しており、当社の企業価値向上に努めております。

しかしながら、今後の資金調達の実行においては資金調達の成否及び調達時期や株価下落などにより当社の方針通りに必要な資金調達額を確保できない可能性があります。加えて、マッコーリー・バンク・リミテッドによるWaiverを継続的に得られるかどうかや事業運営により得られる今後の営業損益、キャッシュ・フローに及ぼす影響の程度や期間について不確実性があることから、現時点において継続企業の前提に重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式

… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

… 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産

仕掛品

… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

… 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

… 定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 4～20年

②無形固定資産

… 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

商標権については、定額法（10年）を採用しております。

権利金については、定額法（3年）を採用しております。

顧客関連資産については、定額法を採用しており、その効果の及ぶ期間にわたって償却しております。

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②株主優待引当金

… 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。なお、いずれの取引も履行義務を充足してから概ね1年以内に取引の対価は受領しており、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

①オウンド・メディア

オウンド・メディアサービスは、顧客であるASP会社との規約に基づき、当社グループが運営するwebメディアを介してweb閲覧者をASP会社と契約している広告主のwebサイトに送客し、web閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果として、取引対価（単価×成約数）を収受しております。メディアアフィリエイトサービスの履行義務は、当社グループが運営するwebサイトを介して送客したweb閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行うことであり、web閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

②アライアンス・メディア

アライアンス・メディアサービスは、クライアント企業との契約に基づき、当社グループが契約するドメインで公開されているwebメディア運営をクライアント企業に委託し、当該webメディアを介してweb閲覧者がASP会社と契約している広告主のwebサイトに送客され、web閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果をクライアント企業が収受した結果の委託対価として、取引対価（単価×成約数）を収受しております。アライアンス・メディアサービスの履行義務は、当社グループが契約するドメインで公開されているwebサイトを介して送客されたweb閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果をクライアント企業が収受することであり、クライアント企業が成果を収受した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

③デジタルマーケティング

デジタルマーケティングサービスは、クライアント企業との契約に基づき、クライアント企業が運営するwebメディアのマーケティング支援を行い、取引対価を収受しております。

デジタルマーケティングサービスの履行義務は、当社がクライアント企業のwebメディアのマーケティング支援（主に広告出稿、広告制作や各種コンテンツ制作）を実施することであり、当該マーケティング支援の効果は実施の都度、クライアント企業は便益を享受いたします。そのため、マーケティング支援の実績は契約に従った計算締め期間に従い、月単位（一定期間）で充足されると

判断し、その一定期間で収益を認識しております。なお、広告出稿に係る収益は、代理人としての性質が強いと判断されるため、クライアント企業から收受する対価から関連する原価を控除した純額を収益として認識しております。

④シェアードサービス

グループ会社にシェアードサービスを提供しております。業務受託料は、顧客が一定期間にわたり便益を受けるため、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

(2) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債償還期間（3年間）にわたり均等償却しております。

表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「雑収入」（前事業年度45千円）は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

重要な会計上の見積りに関する注記

(デジタルマーケティング事業に係るのれんの認識及び評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において計上したのれん82,836千円は、2023年1月1日に譲受した株式会社コムクスが運営するデジタルマーケティング支援事業に係るのれんです。

対象事業の取得対価の算定及び識別可能な資産・負債の公正価値については外部専門家を利用し、取得対価と識別可能な資産・負債の公正価値との差額をのれんとして算定しています。また、のれんの償却については、取得原価の算定の基礎とした同事業の事業計画に基づく投資の予想回収期間を検討し、5年間で均等償却しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

対象事業の取得対価は、同事業の将来の成長予測を加味した事業計画や割引率等を算定の基礎として企業結合日における時価により測定しております。

事業譲受時に計上したのれんは対象事業の超過収益力として認識していますが、超過収益力が毀損し減損の兆候があると認められる場合には、該当する事業における割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む資産グループの帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

のれんの減損兆候の判定にあたり、事業譲受時に合理的に作成した事業計画と過去実績との比較や当事業年度以降の営業損益の見込みに基づき、超過収益力の毀損は生じていないと考えられるため、のれんに関する減損の兆候は認められないと判断しております。翌期以降の事業計画の策定にあたっては、過去実績及び市場成長率に基づいた販売単価や新規顧客の増加を主要な仮定として織り込んでおります。

上記の仮定は、決算時点で入手可能な情報に基づき、合理的に判断し算定しておりますが、顧客の需要動向や競争環境の変化などにより影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が見積りと大きく乖離する場合、翌事業年度に減損の兆候があると判定され、同期間における計算書類において、減損損失を計上する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,675 千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	290,336 千円
長期金銭債権	291,874 千円
短期金銭債務	7,330 千円

3. 財務制限条項

マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「CB」といいます。）の主な財務制限条項の内容は以下のとおりであります。

(1) 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場廃止が決定された場合、又は当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認決議した場合

(2) (i) いずれかの取引日において、当該取引日に先立つ20連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の出来高加重平均価格が2023年8月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%（368円）（但し、転換価額が調整される場合には、当該転換価額の調整に応じて適宜に調整されるものとする。）を下回った場合

(ii) 当該取引日に先立つ20連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の1取引日当たりの平均売買代金が、1,000万円を下回った場合

(iii) 東京証券取引所における当社普通株式の取引が5連続取引日（東京証券取引所において売買立会が行われることとなっている日をいう。）以上の期間にわたって停止された場合

(3) (i) 当社の連結財務諸表又は四半期連結財務諸表上の負債の部に計上される金融関連債務（但し、当座貸越を含み、リース債務は除く。）及び社債（但し、本社債を除く。）の合計額が、本新株予約権付社債の発行日以降、2.5億円以上増加した場合

(ii) 当社の連結財務諸表又は四半期連結財務諸表上の現金及び預金の合計額から負債の部の金額（但し、本社債を除く。）を控除した額がその時点で残存する本社債の額面総額の50%相当額未満となった場合

上記の財務制限条項に抵触した場合、マッコーリー・バンク・リミテッドの要求に基づきCBの繰上償還を行う可能性があり、当事業年度末日においては、上記(2)(ii)及び(3)(ii)の財務制限条項に抵触しております。

財務制限条項に基づく繰上償還権の行使に対して、マッコーリー・バンク・リミテッドより2023年12月末の要約四半期連結財務諸表上の現金及び現金同等物残高から2024年7月までの借入金等返済予定分を除いた金額がCB残高の105%以上を維持すること等の条件を基に2023年12月31日に終了する要約四半期連結財務諸表が公表された日もしくは2024年2月29日のいずれか早い日まで猶予を受けております。当該期間経過後も当社グループの事業、財政状態及び株式の取引高に重要な変化が生じない場合、同じプロセスにより繰上償還権行使のWaiver（行使をしない意思表示）を発行するこ

とを同社に確認をいたしました。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高 42,321 千円

販売費及び一般管理費 27,944 千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息 6,890 千円

貸倒引当金繰入額 119,206 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 100,169株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は繰越欠損金等であり、全額について評価性引当額を控除しているため、貸借対照表計上額はゼロとなっております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 デジタル フィンテック	所有 直接 100%	役員の兼任	管理業務の 受託	42,321	売掛金	14,316
						未収入金	54,236
				利息の受取	4,278	短期貸付金	100,000
						長期貸付金	263,374

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方法等

管理業務の受託に係る取引金額は、取引規模を総合的に勘案し交渉の上決定しております。資金の貸付については、貸付利率は実税価格又は一般的な取引条件を参照としつつ交渉により決定しております。

2 株式会社デジタルフィンテックへの売掛金・貸付金に対し、212,298千円の貸倒引当金を計上しております。

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 デジタル and	所有 直接 51%	役員の兼任	利息の受取	2,611	長期貸付金	148,500

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方法等

資金の貸付については、貸付利率は実税価格又は一般的な取引条件を参照としつつ交渉により決定しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	67円57銭
1株当たり当期純損失金額	118円35銭

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当期純損失	424,972千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純損失	424,972千円
普通株式の期中平均株式数	3,590,731株

重要な後発事象

(資金の借入)

当社は、2023年12月6日開催の取締役会において、以下の通り借入を決議し、同日に金銭消費貸借契約を締結いたしました。

1. 資金の借入の理由

当社は、当事業年度において324,463千円の営業損失、424,972千円の当期純損失を計上しております。そのため、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「CB」といいます。）を発行し、210,000千円を調達したものの、当該CBの財務制限条項に抵触した結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象が続いているものと認識しております。

こうした状況を解消するため、以下の概要に記載の通り、資金の借入を実行します。

2. 資金の借入の概要

契約締結日：2023年12月6日

借入先 K Legend株式会社

借入金額 130,000千円

借入利率（年率） 3%

借入実行予定日 2023年12月29日まで

返済期日 2025年12月末日（営業日）

返済方法 満期一括返済

担保提供資産等 無担保、無保証

借入先との関係 代表取締役社長菊池誠晃の資産管理会社であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年12月7日

株式会社デジタルプラス
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若山 聡満

・監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デジタルプラスの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社デジタルプラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

・監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

・継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は2017年9月期以降継続的な営業損失を計上しており、2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度において277,586千円の重要な営業損失を計上しているほか、2023年8月31日に会社が発行した無担保転換社債型新株予約権付社債の財務制限条項に抵触した結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

・強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年12月6日開催の取締役会において、代表取締役社長の資産管理会社より資金の借入を実行することについて決議し、同日に金銭消費貸借契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

・その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

・連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

・連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

・利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年12月7日

株式会社デジタルプラス
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	山本 剛
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	若山 聡満
業務執行社員		

・監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デジタルプラスの2022年10月1日から2023年9月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

・監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

・継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は2017年9月期以降継続的な営業損失を計上しており、2022年10月1日から2023年9月30日までの事業年度において324,463千円の重要な営業損失を計上しているほか、2023年8月31日に会社が発行した無担保転換社債型新株予約権付社債の財務制限条項に抵触した結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

・強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年12月6日開催の取締役会において、代表取締役社長の資産管理会社より資金の借入を実行することについて決議し、同日に金銭消費貸借契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

・その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会やその他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

・計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

・計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

・利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と提携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年12月7日

株式会社デジタルプラス 監査等委員会

取締役（監査等委員） 大塚 和成 ㊟

取締役（監査等委員） 杉山 直也 ㊟

取締役（監査等委員） 志村 正之 ㊟

(注) 取締役（監査等委員）大塚和成、杉山直也、志村正之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<small>きく ち まさ あき</small> 菊池誠晃 (1978年3月25日生)	2001年10月 株式会社サイバーエージェント入社 2004年3月 同社マネージャー就任 2005年3月 株式会社シーエー・キャピタル (現 株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズ) 出向 2005年7月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) (当社における地位及び担当) 代表取締役社長 経営全般 フィンテック事業管掌	1,196,200株
2	<small>ち ぼ ひろ ふみ</small> 千葉博文 (1990年8月22日生)	2013年4月 当社入社 2018年3月 株式会社リアルX 代表取締役就任 2020年5月 当社執行役員就任 2020年12月 当社取締役就任(現任) (当社における地位及び担当) 取締役 デジタルマーケティング事業管掌	200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	<p style="text-align: center;">か とう りょう 加 藤 涼 (1980年4月27日生)</p>	<p>2000年4月 中央青山監査法人 2005年11月 モルガン・スタンレー証券株 式会社入社 2009年1月 フォートラベル株式会社 取締 役就任 2010年5月 バークレイズ証券株式会社 入社 2012年9月 コーチ・ジャパン合同会社 入社 2014年9月 S-team合同会社 CIO就任 2015年10月 株式会社the GUEST 代表取締 役就任(現任) 2016年2月 ユナイテッド&コレクティブ 株式会社 取締役就任 2016年9月 株式会社YAP JAPAN 代表取締役就任(現任) 2018年12月 AltGate合同会社代表社員 就任(現任) 2019年6月 インバウンドテクノロジー 株式会社 社外取締役(現任) 2020年12月 当社執行役員CFO 兼 グループ本部長就任 2022年3月 株式会社bitFlyer Holdings 監査等委員である取締役就任 (現任) 2022年12月 当社取締役CFO 兼 グループ本部長就任 (現任)</p> <p style="text-align: center;">(当社における地位及び担当) 取締役 最高財務責任者</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	さわ ひろ ふみ 澤 博 史 (1969年1月28日生)	2013年4月 ソリッドインテリジェンス 株式会社 取締役就任(現任) 2018年6月 データセクション株式会社 会長就任 2018年10月 Tranzax株式会社 社外取締役就任 2018年10月 株式会社プログレス(現TOKYO BIG HOUSE株式会社)社外取締役就任(現任) 2018年12月 株式会社Macbee Planet 社外取締役就任(現任) 2019年3月 エステートテクノロジーズ株式会社 代表取締役就任(現任) 2019年10月 株式会社ROBOT PAYMENT 社外取締役就任(現任) 2020年3月 アディッシュ株式会社 社外取締役就任(現任) 2020年6月 データセクション株式会社 最高顧問就任(現任) 2022年12月 当社社外取締役就任(現任)	15,000株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 澤博史氏は、企業経営者として、幅広い見識を有しており、当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 澤博史氏は、社外取締役候補者であります。
 なお、当社は澤博史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 澤博史氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社と澤博史氏は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
5. 当社は、現任取締役である候補者各氏を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各氏の再任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役杉山直也氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
にし 西井 健二朗 (1971年8月14日生)	1994年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行 2007年9月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）入社 2010年11月 株式会社大和証券グループ本社入社 2012年9月 株式会社セブン銀行入社 2019年3月 TORANOTEC株式会社取締役就任（現任） 2020年7月 株式会社セブン銀行執行役員就任（現任） 2021年11月 一般社団法人Fintech協会理事（現任）	—
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 西井健二朗氏を社外取締役候補者とする理由は、当社の経営戦略を具現化できる豊富な経験、及び幅広い見識を有しており、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけると判断し、選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西井健二朗氏は、社外取締役候補者であります。
- なお、当社は西井健二朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 西井健二朗氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社の定款に基づき責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とします。
4. 当社は、現任監査等委員である取締役である候補者を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各氏の再任及び選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

以上